

2023年4月20日

国立大学法人徳島大学長 河村 保彦 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井 晋哉

昨年10月に続く学長懇談の申し入れ

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、昨年10月21日の組合と学長との懇談において、①年俸制教員への住居手当の支給について、②パート職員の時給改善・3年目をこえての昇給・賞与の支給、③契約職員への退職手当の支給について要望しましたが、いずれも「財政的に困難」とのご回答でした。懇談では、「一昨年の賞与削減により浮いた額は1億4300万円ほど」とうかがいでしたが、その用途についての具体的な説明はいただけませんでした。組合側は、「財政状況について、単に金がないという抽象的な説明でなく、実際の予算額などを示して説明してほしい」と要望しました。また、「年俸制教員に住居手当を支給しないという制度設計にした経緯や根拠について説明してほしい」とも要望しました。

つきましては、上記3件につき、再度の懇談の開催を要望いたします。

【徳島大学の財政事情について】

その後、2022年度の予算について、剰余額を問い合わせたところ、「約5億5千万円で、積み立てに回した」との回答を得ました。しかしそれは、最終的な剰余額であり、実際には年度内に消化した分もあるかと存じます。そうした分も踏まえて考えると、「金がないから住居手当の支給や、パート職員の時給改善・賞与支給は困難」という説明にはいささか無理があるのではないかと考えます。

【他大学における年俸制教職員への住居手当・扶養手当の支給状況】

なお、他の国立大学に確認したところ、岡山大学・九州大学・福岡教育大学・東京電通大学・和歌山大学など、問い合わせたところすべてにおいて年俸制教職員に住居手当が支給されており、徳島大学では支給されていない扶養手当も支給されているとのことでした。これでは、徳島大学に優秀な研究者が来てくれない・他大学に流出するということになりかねず、そうした観点からも早急な改善が必要と考えます。

【有期雇用職員の待遇改善についての厚労省ガイドライン及び他大学の状況】

また、パート職員の待遇につきましては、前回の懇談でも述べたとおり、徳島県の最低賃金の上昇により徳島大学の時給の優位性が薄れております。今年はさらに最低賃金や時給水準が向上すると予想されます。厚生労働省の「同一労働同一賃金ガイドライン」を見ましても、「常勤労働者と同様に能力が向上したパートタイム・有期雇用労働者に

は、この能力の向上に応じた部分については常勤労働者と同一の昇給を、能力向上に違いがある場合にはその違いに応じた昇給を行わなければならない」「(賞与についても)常勤労働者と同一の貢献であるパートタイム・有期雇用労働者には常勤労働者と同一の支給を、貢献に一定の違いがある場合にはその違いに応じた支給をしなければならない」という趣旨のことが書かれております。国立大学のなかでも東京大・埼玉大・国立天文台においては、パートタイム職員に対して月給1ヶ月分の賞与が支給されています。

契約職員の退職金については、国の官庁で働く非常勤職員のうちフルタイム勤務で月18日以上勤務を12ヶ月以上続けた者は退職金の支給対象となっているとのことです。国立大学のなかでも北海道大・宇都宮大・信州大・東京海洋大・静岡大・三重大・京都工芸繊維大・高知大等約10の法人において、フルタイム非常勤職員に対して退職手当が支給されています。多くの場合、1年度あたり月給0.3月分の額が支給されているようです。

【要望・意見交換事項】

こうした諸事情を踏まえて、①年俸制教職員の住居手当・扶養手当の支給、②パート職員の時給改善・3年目をこえての昇給・賞与の支給、③契約職員への退職金の支給の三点につき、改めて大学側に要望し、それらについて意見交換を行いたいと思います。

組合からの要望に沿えないという場合には、単に「金がない」といった抽象的な説明ではなく、それぞれの要望項目ごとに必要になる予算額と、近年の予算の剰余額などから具体的なご説明をお願いいたします。

また、年俸制教職員の住居手当と扶養手当を支給しないこととした経緯やその合理性について具体的なご説明をお願いいたします。

正規職員、パート職員、契約職員の待遇差についての合理的説明もお願いいたします。それも、「職種ごとに職責と職務内容が異なる」といった抽象的な説明でなく、実際にどのような職務が行われているかという現実に即した説明をお願いいたします。

ご多忙のところとは存じますが、まずは懇談の日程調整をお願いいたします。